

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

令和4年度住民税均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

※令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）を受給している世帯は対象外です。

【対象】 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

対象世帯には、令和4年7月19日付で町から給付内容や確認事項が書かれている確認書を郵送しました。**確認書は返送が必要になりますので、必ず封筒の中身をご確認ください。**

※令和4年1月2日以降に南部町に転入された世帯等で、対象になると思われる世帯には申請書を郵送しました。

【提出期限】 令和4年9月30日(金)

【対象】 新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

給付金を受けるには申請が必要です。

申請書を記入し、添付書類とともに下記まで郵送していただきか、直接ご提出ください。申請書は、南部町のホームページでダウンロードしていただけるほか、南部町役場分庁舎福祉保健課窓口にて配布しております。

【確認事項】

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（南部町の場合） 単身の場合：93万円以下

扶養親族1人の場合：137.8万円以下

【提出期限】 令和4年9月30日(金)

※町で全ての対象者を把握することができないため、自らが該当すると思われる場合は福祉保健課までお問合せください。